

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の届出に係る事項を変更した旨届出があった。

平成26年10月14日

県南広域振興局長 遠藤達雄

1 届出事項の概要

(1) 届出者の氏名又は名称 株式会社イトーヨーカ堂

(2) 大規模小売店舗の名称及び所在地 イトーヨーカドー花巻店 花巻市下小舟渡118番地1

(3) 変更した事項 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名並びに大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(4) 変更の年月日 平成26年5月15日ほか

(5) 変更の理由 代表者の変更及び小売業者の変更のため

2 届出年月日 平成26年9月22日

3 縦覧場所 県南広域振興局経営企画部及び花巻市役所